

## 仙台市の特定建築物・建築設備・防火設備の定期報告は、 郵送でのご提出が可能です。

新型コロナウイルスの流行に伴う感染拡大防止の対策として、仙台市では特定建築物・建築設備・防火設備の定期報告における郵送受付を推奨しております。郵送の場合は、以下のご提出先にお送りください。

### 郵送でのご提出の場合について

- 提出必要部数： 1 部(副本の返却をご希望の場合は 2 部)
- 提出の添付資料： ①受付票、②返信用封筒※1

※1 郵送による副本の返却をご希望の場合は、提出時に送料分の切手を貼った返信用封筒等(返信先を記載したもの)を同封してください。 副本に収受印を押印の上、返却いたします。

※2 書類の不足等がある場合、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。不足等がないようご確認をお願いいたします。

### 【郵送の場合】ご提出先

#### 仙台市 都市整備局 建築指導課

※ 郵送の場合は、住所の記入の必要はありません。次のようにあて名をご記入いただければ届きます。

[住所] 〒980-8671 仙台市役所 建築指導課

[電話番号] 022-214-8348

《ご注意！》

なお、これまで通り窓口での受付も継続して行っておりますが、本庁舎建替え工事に伴い、建築指導課が仮移転(引越し)するため、令和 4 年 7 月 11 日以降は、来課での窓口が以下のとおり変更になります。

(※郵送先の変更はありません。)

### 【来課の場合】ご提出先 (※仮移転後)

#### 仙台市 都市整備局 建築指導課

[住所] **仙台市青葉区二日町 12-34 (株)オンワード樺山ビル 7 階**

[電話番号] 022-214-8348